

川本町森林整備計画書

計画期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和12年 3月31日



希少植物「イズモコバイモ」 (川本町谷戸群生地)

島根県邑智郡川本町

この川本町森林整備計画書は、森林法第5条第1項の規定に基づく江の川下流地域森林計画に適合してたてる同法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画である。

目 次

I	川本町の森林資源	
1	森林資源	・・・ 3
2	森林の所有形態等	・・・ 3
II	森林整備・木材生産の基本方針	
1	島根県の森林整備・木材生産の基本方針	・・・ 4
2	川本町の森林整備・木材生産の基本方針	・・・ 4
III	森林・林業・木材産業を取り巻く課題と振興策	
第1	重点推進事項	・・・ 4
1	推進項目	・・・ 4
2	具体的な取り組み内容	・・・ 5
(1)	木材生産の推進	・・・ 5
(2)	木質バイオマスとしての町・郡産材の積極的な利活用	・・・ 7
(3)	公共建築物の木材利用	・・・ 7
(4)	菌床しいたけの生産振興	・・・ 8
第2	その他の推進事項	・・・ 9
1	木材利用拡大	・・・ 9
2	森林の保全・森林保護	・・・ 9
3	鳥獣害防止対策	・・・ 10
4	森林経営管理制度（新たな森林管理システム）	・・・ 10
IV	森林計画制度の運用上定める事項	
1	森林機能に応じた機能別森林に関する事項	・・・ 11
2	間伐の推進に関する事項	・・・ 13
3	伐採の中止又は造林の命令に関する事項	・・・ 13
4	森林経営計画の作成に関する事項	・・・ 13
5	森林の保健機能の増進に関する事項	・・・ 14
V	森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等	
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	・・・ 16
1	樹種別の立木の標準伐期齢	・・・ 16
2	森林整備の基本方針	・・・ 16
3	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・・・ 17
4	皆伐後の更新に関する指針	・・・ 17
第2	造林に関する事項	・・・ 17
1	人工造林に関する事項	・・・ 17
2	天然更新に関する事項	・・・ 20
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・ 21

第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法	
	その他間伐及び保育の基準	・ ・ ・ 21
1	間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法	・ ・ ・ 21
2	保育の標準的な方法	・ ・ ・ 22
3	早生樹に関する事項	・ ・ ・ 24
第4	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ 26
1	路網の整備に関する事項	・ ・ ・ 26
第5	林野火災の予防の方針	・ ・ ・ 26
1	林野火災の予防に関する事項	・ ・ ・ 26
VI	その他必要な事項	
1	生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ 27
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ ・ 27
3	森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ ・ 27
4	住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ ・ 27
	付属資料	・ ・ ・ 27

川本町の位置図



I 川本町の森林資源

1 森林資源

本町は、中国背梁山地の西端北斜面、島根県の中央山間部に位置し、東西16.5km・南北13.5km、東に美郷町、西に大田市温泉津町、北に大田市、南に邑南町・江津市に接している。中央を北東から南西に1級河川の江の川が貫流し、祖式川・三谷川・矢谷川・木谷川・玉繰川・濁川の各支流はいずれも急峻なる峡谷を刻んでいる。

南部の町界に沿う高堀・尾部志・帆柱・円山の各々は東西に連なり、聳立して北東にわずかに開ける高原と江の川に沿う平坦地の外、耕地は峡谷に沿って小団地を形成している。

気候は年平均気温14℃、年間降水量は1,700mm～2,000mmの範囲である。また、平均最高積雪量は40cmとなっている。

本町の計画区の総土地面積は10,643haで、森林面積は8,944haであり、総土地面積の84.0%を占めている。

国有林面積は1,250ha、そのうち人工林面積は1,023haで人工林率は81.8%である。

民有林面積は7,744a、そのうち人工林面積は2,851aで、人工林率は36.8%である。路網整備は、林道は総延長11.5km、作業道は総延長5.4kmとなっている。

急峻な地形が多く、人工林の配置も小規模で分散している。人工林率は36%と低いものの、スギについては、ある程度林齢の高い森林があり、利用間伐を進めている。

一方、ヒノキは5～7齢級の保育段階の森林が多い。

また、5齢級以下の森林が極端に少なく、偏った齢級配置となっている。

2 森林の所有形態等

森林林業を取り巻く状況については、昭和30年代以降の産業構造の変化による第1次産業の衰退と過疎化により、森林所有者の「高齢化」や「不在地化」・「世代交代」が進んだ事に加え価格の低迷が続いていることにより、所有者の管理意識の低下や投資意欲の衰退などの山離れを引き起こしている。

林野の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者である。また、保有山林もスギは9齢级以上、ヒノキは6・7齢級にピークがあり、特にスギは資源が充実してきているが、山離れなどが原因により伐採が進まず齢級の林分が増えると共に管理不十分な人工林も増加傾向である。さらに、1・2齢級の人工林は極めて少なく、齢級のアンバランスが生じており、次世代以降における木材の安定供給に影響を及ぼしかねない。

1 島根県の森林整備・木材生産の基本方針

島根県が目指す森林と木材の循環利用が可能なシステムを構築するために、独自の「森林経営」と「森林管理」の手法を推進します。

手法の選択にあたっては、基幹的な道路からの距離や樹木の生長状態等を考慮し、森林経営に適した森林では積極的な木材生産を、経営が容易でない森林では、コストを抑えた森林管理を行います。

さらに、今後全国的に展開される花粉発生源対策に応じた体制整備を進めるほか、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や路網整備の効率化等を推進します。

木質資源

●物質・商品の循環

●経済的な利潤の還元

伐採

●環境的な便益の提供

植林・育林

加工・流通

住宅
木製品
バイオマス等

消費

木質資源の
需要局面

バイオマス
利用

CO₂

太陽エネルギー

化石燃料の消費

循環型林業の確立

環境保全と両立する持続可能な地域の実現

島根県の基本方針に則しつつ、本町では以下のとおり方針を定める。

1. 需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、木を伐って、使って、植えて育てる、林業システムの循環の実現
2. 環境や景観対策など公益的機能も兼ね備えた森林経営計画の樹立の促進
3. 木材の生産性の向上と資産形成
4. 森林空間の有効活用

第1 重点推進事項

本町では、江の川水系を育む緑豊かな森づくりを目指し、地域森林資源の活用と産業としての活性化を図るため、以下の4つの事項を積極的に推進する。

1. 木材生産の推進
2. 木質バイオマスとしての県産材の積極的な利活用
3. 公共建築物の木材利用

4. 菌床しいたけの生産振興

2 具体的な取り組み内容

(1) 木材生産の推進

① 施業集約化の促進

【現状と課題】

○従来は、スギ・ヒノキ人工林で一定以上の林齢の森林を木材生産団地として設定してきたが、面的まとまりに欠け、森林施業の集約化等が不十分で。また、不在地主、小規模所有者、森林経営の意欲の無い所有者などから、長期間の森林経営の委託を受け、永続的な森林経営を行うため森林組合等林業事業体による取組が求められる。

このような現状から、平成28年5月の森林法改正により、森林所有者や境界の特定、施業集約化を推進するため、平成31年4月に林地台帳を整備した。

○ 森林経営計画・木材生産団地の状況

本町の森林経営計画認定面積は2,586haであり、民有林面積(7,763ha)の約33%である。今後は、林地台帳を活用し、森林経営計画の作成を促進していく。木材生産団地については2,494haであり、民有林面積の約32%である。

【具体的な取組方針】

○ 森林経営計画の作成促進

従来のスギ・ヒノキ人工林を主体とした木材生産団地を核として、製紙・燃料用チップやきのご類の生産資材として利用可能な広葉樹天然林や、公益的機能を損なうことなく資源として利用可能な保安林、樹種転換が可能なマツ林なども積極的に集約化を図る。その際、森林経営計画制度を活用して、集約的な森林経営が可能な具体的計画づくりを進めていく。

○ 計画的木材生産の実践

林業専用道(規格相当)や森林作業道に計画的かつ安定的な木材生産を進める。

○ 民国連携による集約化の促進

国有林と隣接する森林においては集約化を推進し民国が一体となった団地化により、計画的な路網整備と相互利用による施業の低コスト化を進める。

○ 林地台帳による施業集約化の促進

森林整備の担い手である森林組合や林業事業体が、林地台帳として整備される森林の土地の所有者や境界に関する情報を活用することにより、森林施業の集約化の取組を促進する。集約化により主伐や間伐等の森林整備の推進が期待できるほか、雇用の創出、地域材の活用が進んでいく。森林の土地の所有者届出制度などによって得られた情報により林地台帳の精度向上を図る。

② 作業路網の整備

【現状と課題】

○ 作業路網の整備状況

本町における基幹路網(林道・林業専用道)は9路線で、細部路網(作業道)と合わせると30,204mである。

区 分	路線数	延長 (m)	備考
基幹路網 (林道等)	8	11,468	
林業専用道	1	2,270	
細部路網 (作業道)	21	16,466	
計	30	30,204	

【具体的な取組方針】

○ 路網整備の方針、方向性等

平成 25 年 3 月に策定した「島根県林内路網整備方針」では、森林の地形傾斜ごと、林内路網の種類別に目標となる路網整備水準を定め、効率的な出材の実現を目指しており、林内路網の量的、空間的バランスを図りながら施業団地に適した路網配置を検討しながら整備を進めていく。

○計画期間内に、基幹路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおりである。

路網整備等推進区域 (木材生産団地名)	面 積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長 (m)	備 考
三原	525.49	田窪線 外	10,100	
馬野原・小谷	404.54	吉丁谷線 外	5,100	
川本	163.77	川本安田線 外	1,000	

○基幹路網の整備計画

地域森林計画に定められる開設又は舗装すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、下表のとおりである。

開設 拡張 別	位 置 (市町村)	路線名	種類	林業 専用道	前半 5 カ年 の計画	延長(m) および 箇所数	利用 区域	国有林 との連 絡調整 の有無	備考
							面積 (ha)		
(舗装)	総 数	総数 1 路線		0 路線	0 路線	1,624	62	無	
	(内訳)								
	川本町	1 路線		0 路線	0 路線	1,624	62		
		段原線	自動車道			1,624	62	無	

○林業専用道の整備推進

特に、比較的安価で迅速に開設でき、10t トラックの走行が可能な林業専用道の整備を、県及び森林組合等の林業関係者が協議のうえ、強力に推進する。

③機械化の促進

【現状と課題】

○高性能林業機械の配備状況

本町の状況は下表のとおりである。

区分	集材	伐木・採材	運材	計
森林組合	6	3	4	13
林業事業体				0
その他				0
計	6	3	4	13

※森林組合分は、邑智郡森林組合合計

【具体的な取組】

○機械化の導入目標、推進方策

生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの抑制を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図る。なお、機械導入にあたっては、低コスト化の観点から、導入機械の一定の稼働率向上と、必要な路網開設や機械オペレータの養成や技術向上を一体的に行うことが必要である。

④技術者の養成・人材の確保・事業体の育成

本町の森林整備を中心的に行っているのは邑智郡森林組合である。今後、木材生産を積極的に進めるため、林業就労者の林産技術の向上を図るとともに、高性能林業機械のオペレーターを養成する。

また、森林所有者への事業提案や、団地化を推進する森林施業プランナーを養成する。その取組にあたっては、県や国が実施する現地検討会等も活用していく。

(2) 木質バイオマスとしての町・郡産材の積極的な利活用

【現状と課題】

- 町営の温泉施設である湯谷温泉「弥山荘」にチップボイラーが導入された。燃料のチップは邑智郡内の間伐材や林地残材を利用している。
- 地域の森林資源を有効に利用していくためにも、木質バイオマスボイラー等を今後も積極的に導入していく必要がある。

【具体的な取組】

- チップを安定的に確保するために、間伐材、林地残材だけでなくナラ枯れなどの病虫害被害木も積極的に利用する。また、獣害対策のため緩衝帯設置で発生した材なども活用することで、町民参加型の農業と林業の連携によるバイオマス利用を推進する。



「弥山荘」のチップボイラー

- H20.2 に策定した「川本町地域新エネルギービジョン」に基づき、他の公共施設へも木質バイオマスボイラーの導入を推進する。
- 林地残材については、本町で取り組んでいる林地残材搬出に伴う自伐林家等支援事業通称「緑のこだま事業」にて、地域住民による林地残材の出荷に対し支援を行い、町内の山林の健全化を図る。
- 林産物の生産・流通・加工販売施設の現状と整備計画については、下表のとおり定める。

●林産物の生産・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備考
	位置	規 模	対図番号	位置	規 模	対図番号	
木材加工・製材工場	川本874ほか	年間 約 4,300t (チップ) 約 510m3 (製材)	1	川本874ほか	年間 約 4,300t (チップ) 約 510m3 (製材)	1	

(3) 公共建築物の木材利用

【現状と課題】

- 本町の木材利用行動計画及び郡産材木材の利用促進に関する基本方針を定めてはいるが、公共建築物等における木材の利用の促進には至っていない。

【具体的な取組】

- 公共建築物での地域材利用を推進するため、本町の町産木材の利用促進に関する基本方針と

川本町木材利用行動計画を活用して、木材の利用拡大に繋げていく。
基本方針及び木材利用行動計画は、「Ⅵその他必要な事項」のとおり

(4) 菌床しいたけの生産振興

【現状と課題】

○本町では、菌床しいたけのブロックを生産する施設はあるが、生産者についてはいない状況である。また、菌床しいたけ栽培には初期の設備投資がかかることに加え、個々の生産者の選別や出荷手間も多く、燃油の高騰がコスト負担となっている。そのため、新規生産者や後継者の確保が難しい状況である。

【具体的な取組】

○現状の問題を解消するため、生産量の増加、新規生産者と後継者を確保し、菌床しいたけの生産振興を図る。

プロジェクトの推進体制は下図のとおりとする。

J Aしまね島根おおち地区本部、邑智郡森林組合、川本町、美郷町、邑南町、島根県西部農林水産振興センター県央事務所、NOSAI 邑智事務所が一体となり関連するプロジェクトと連携を図りながら効率的、効果的な取組を行う。

特用林産物の生産・流通・加工販売施設の現状と整備計画については、下表のとおり定める。

●特用林産物の生産・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
邑智郡森林組合 菌床製造施設	川下 2379-1 ほか	年間 約 10 万個 (菌床)	2	川下 2379-1 ほか	年間 約 18 万個 (菌床)	2	

第2 その他の推進事項

1 木材利用拡大

【現状と課題】

- ・町内の山林から搬出された木材は、邑南町の江の川木材共販市場や浜田市の合板工場に出荷されている。
- ・町産材を加工・販売できる製材所が町内には1社しかなく規模も小さいため、受注に十分対応できない。
- ・人口の減少により住宅の新築着工戸数が減少しており、製材品の地域内需要の増加が見込めない状況である。

【具体的な取組】

- ・邑智郡内の各町及び各事業体と連携を取りながら、原木の生産・流通・加工・利用の拡大・強化に取り組む。
- ・島根県及び邑智郡各町と一体となって、町内外に向けて町産材の利用を推進していく。

2 森林の保全・森林保護

(1) 森林病虫害等の対策

①ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れ被害は本町全域で発生が見られるが、川下地域において多く見られる。
ナラ枯れ被害については、木材生産と併せて面的伐採を実施し、被害の拡大防止を図ると同時に、伐採跡地への積極的な造林及び天然更新により資源の育成を図る。

②松食い虫被害対策

松食い虫被害は本町全域で見られるが特に、田窪・南佐木・川下・矢谷地域において多く見られる。
松食い虫被害対策として、他の樹種へ転換が可能な松林については、資源の有効活用と感染源除去の2つの観点から速やかに伐採し、他の樹種での再生を図る。

③雪害対策

近年、大雪による、雪害被害が発生している。その対策として、被害森林において伐倒除去及び植栽を行うことで森林の再生を図る。

(2) 地域住民とNPO 法人との森林保全・保護活動

本町では、NPO 法人と地域住民、林業事業体とが一緒になり、「チェンソーワーク研修」を年3回程度実施し、担い手確保対策及び安全な伐採作業方法を広めている。そういった活動を通じて、森林に興味・関心が生まれ、荒廃山林の減少を図る。

3 鳥獣害防止対策

①鳥獣害防止森林区域

該当無し

②鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成が図られるよう、生育状況など地域の実情に応じて被害防止に効果的な方法により、植栽木の保護措置（立木の剥皮被害や植栽木の食害等を防止するための枝状巻等）または捕獲等による鳥獣害防止対策を講じるものとする。
この際、関係機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

③その他必要な事項

現地調査や各種会議で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等から情報収集を行い、鳥獣害防止研修会等により森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

4 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）

【目的とねらい】

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、平成30年5月に「森林経営管理法」が成立し、平成31年4月から施行され、「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」がスタートした。

「森林経営管理法」では、

- ①森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
- ②森林所有者が自ら経営管理を行うことができない場合に、市町村が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ③再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが管理することとされており、この制度の活用を含めた地域内の森林経営管理が必要である。

循環型林業の本格稼働に向けた取組の中、原木生産量は大幅に増加するなど、県内の林業・木材生産の活力は着実に上向いている。一方で依然として原木需要量は供給量を大きく上回っており、需要量に対する資源量も十分に存在するなど、循環型林業の規模拡大に向けた、施業地の集約化や原木の更なる増産が必要である。

【取組方針】

循環型林業の本格稼働に向け、従来の森林所有者等による森林経営に加え、新たな森林管理システムの仕組みをうまく取り入れることで循環型林業の規模拡大、間伐等の森林整備による森林資源の適切な管理を図る必要がある。

川本町においては、新たな森林管理システムに関する地域協議会等での検討も踏まえ戦略的な森林の経営管理の方法を決定することが必要である。

県では適切な森林の経営管理が実施できるよう、市町村の支援や意欲と能力のある事業体の育成・強化を図る（令和4年度において1件実績あり）。

Ⅳ 森林計画制度の運用上定める事項

1 森林機能に応じた機能別森林に関する事項

(1) 森林の有する機能と望ましい姿

①木材生産機能を有する森林

機能別施業森林の名称	森林機能の役割
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：木材等生産機能維持増進森林)	・木材等森林で生産される資源を持続的に生産する働き 【望ましい森林の状態】 ・人工林を中心とした林分で林地生産力が高く、比較的傾斜が緩やかであり、林道等や集落からの距離が近い森林

②公益的機能を有する森林

機能別施業森林の名称	森林機能の役割
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：水源涵養機能維持増進森林)	・土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに、渇水を緩和する働き 【望ましい森林の状態】 ・下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)	・自然現象等による土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃を防ぎ、山地災害の発生を防ぐ働き 【望ましい森林の状態】 ・下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：快適環境形成機能維持増進森林)	・強風、飛砂、騒音等の森林以外で発生する要因による生活環境の悪化を防止するとともに、気温、湿度などを調整し、快適な生活環境を保全・形成する働き 【望ましい森林の状態】 ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：保健機能維持増進森林)	・文化的、教育的、保健休養的な様々な活動のための場の提供、感銘を与える優れた自然景観の維持・増進に寄与する働き並びに原生的な環境の保護、多様な動植物の生息環境の保存等を通じて、森林生態系を構成する生物を保全するとともに学術の振興に寄与する働き 【望ましい森林の状態】 ・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・史跡、名勝等と一体となり、うるおいのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林機能に応じた区域設定

機能別施業森林を指定する際は、下表を基本として定める。

機能別施業森林の名称		対象とする森林
木材等生産機能維持増進森林		・木材生産を重視し、積極的に森林経営を行う森林 ・公益的機能別施業森林との重複可
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	・保安林(水源かん養・干害防備) ・自然公園 (第3種) ・その他 など
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	・保安林 (土砂流出防備・土砂崩壊防備・落石防止・なだれ防止・防雪) ・山地災害危険地区 など
	快適環境形成機能維持増進森林	・保安林 (飛砂防備・防風・魚つき) など
	保健文化機能維持増進森林	・保安林 (保健・風致) ・自然公園 (特別保護地区・第1種、第2種) ・自然環境保全地域 など

(3) 機能別森林ごとの標準的な森林施業の方法

それぞれの機能別森林で行う標準的な施業方法を定める。

機能別施業森林の名称		特定される森林施業の標準的な方法
木材等生産機能維持増進森林		○通常伐期 (標準伐期齢) ・皆伐は 20ha 以下 ※計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めること
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	○伐期の延長 (標準伐期齢+10 年以上) ・皆伐は 20ha 以下 又は ○複層林施業や長伐期施業 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	○長伐期施業 ・伐期は標準伐期齢×2 以上 ・皆伐は 20ha 以下 又は
	快適環境形成機能維持増進森林	○複層林施業 (伐採率 70%以下) ・維持材積 5 割以上 又は
	保健文化機能維持増進森林	○複層林施業 (択伐) ・択伐率 30%以下 ・維持材積 7 割以上 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること

(4) 機能別森林の所在

森林計画図により、別途図示する。

2 間伐の推進に関する事項

(1) 間伐を実施する必要があると認められる森林

Vの第3の1に定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に照らし、間伐の実施が遅れており、計画期間内において実施する必要があると認められる森林については、所在を明らかにした資料を作成し、間伐の推進を図る。

ただし、森林整備計画、森林経営計画が樹立されている森林については、それらの計画において間伐の実施計画を登載することとする。

3 伐採の中止又は造林の命令に関する事項

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令を行う際の基準については、次のとおりとする。

(1) 伐採後の更新に係る対象樹種

Vの第2の1、2に定める対象樹種であること。

(2) 伐採後の更新に係る立木の本数

Vに定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を除き、森林の伐採跡地における植栽本数は、Vの第2の1、2に定める本数であること。

4 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

図面番号	区域名	林班番号	区域面積
1	川本①	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39,	1, 886
2	川本②	40, 41, 42, 43, 44, 45, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82,	1, 088
3	川本③	46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70,	1, 346
4	川本④	83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96,	1, 014
5	川本⑤	97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134	2, 430

※区域計画については谷尾根等の地理的要因、公道を含む林道等路網整備状況、木材生産団地の設定状況等勘案し定めた。

(2) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定める

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項及び共同して森林施業を実

施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

5 森林の保健機能の増進に関する事項

(1) 保健機能森林の整備

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の一体的な整備の推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

保健機能森林の区域や整備に関する事項は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向を勘案し、次の事項を指針として市町村森林整備計画において定める。

保健機能森林の基準等

保健機能森林の区域の基準
保健機能森林は、湖沼や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつその森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定する。
施業の方法に関する指針
保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施する。 また、快適な森林環境の維持及び利用者の利便性にも考慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。
森林保健施設の整備に関する指針
森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全、文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて森林の保健機能を損なうことがないよう各種施設を適切に整備する。 また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定める。
その他必要な事項
保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な維持・管理、防火体制の整備並びに利用者の安全の確保に留意する。

森林の区域については、下表のとおり定める。

森林の所在		森林の種類別面積(ha)						備 考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
(丸山城) 三原 246 767-1 768-1～-6 769, 772-1 772-2, 776 777-1～-8 779 田窪 915 916-1 918-2	5 林班 い、ろ小班 6 林班 ろ小班 7 林班 い小班 8 林班 い小班	64.88	59.04	5.84				保健保安林

○丸山城周辺を保健機能森林に指定した理由

当該森林は三原と田窪にまたがる地域にあり、頂上は川本町が有形文化財（史跡）に指定している。また、人工林と天然林が適度に散在する自然環境を有し、水源涵養や国土保全等の保健機能を高度に発揮している。そのため、文化財保護に努めながら、森林の保健機能を増進する森林管理を進めることを目的として、保健機能森林に指定している。

（２）保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他施業の方法

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施する。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。

また、施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行う。

○保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
造 林	適地適木を重視するとともに、既存の自然環境を保全しつつ保健機能の発揮を考慮して人工造林、天然更新を実施する。
保 育	下刈り、つる切り、除間伐、複層林の受光伐について本計画に定める方法により、各林分の状況に応じて適切に実施する。
伐 採	原則として非皆伐とする。ただし、省令で定められた技術基準を満たす場合には皆伐も実施できるものとする。 (森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則第3条)

（３）保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

保健機能森林の施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮

しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行う。

・森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進を適切に図る。

森林保健施設の整備については、下表のとおり定める。

○丸山城

施 設 の 整 備
森林保健施設の設置・整備にあたっては、自然環境の保全、土地の保全等に配慮して、利用者の意向等を踏まえて森林経営計画に基づき適切に実施し、施設整備後は適切な管理・運営を行う。
◎主たる施設：遊歩道、林間広場

・立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ	19 m	保健施設整備区域において、標準伐期齢に達している立木については、その樹高とする。
ヒノキ	18 m	
マツ	15 m	
広葉樹	6 m	

(4) 保健機能森林の区域内について、その他必要な事項

- ・保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、次の点に留意する。
 - ①森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理及びその体制の確立に努める。
 - ②利用者の防火意識の啓発等、山火事の未然防止に努めるとともに防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。
 - ③安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。
- ・自然環境の保全及び国土の保全、森林の現況、周辺における土地利用の状況等から、当該森林の自然環境保全及び国土保全の機能の把握に努め、自然環境の保全及び土砂流出・洪水発生の防止等国土の保全を図るため、保健機能森林の設定、整備に当たっては、適切な配慮を行う。

V 森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

〈標準伐期齢の基準〉

単位：年生

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40	45	35	45	15	25

2 森林整備の基本方針

(1) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ・「伐採者と造林者の連携による伐採と造林等のガイドライン」及び「新たな造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者の連携による、低密度植栽の導入や伐採と植栽を同時期に行う一貫作業システムの導入を積極的に推進し、更新（造林）の低コスト化を進める。

3 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- ①木材等生産機能維持増進森林においては、皆伐を中心とした伐採方法とする。
- ②1箇所あたりの伐採面積は、次期生産のための適正な規模であり、かつ更新が確実に行われる規模であること。（自然的条件及び公益的機能確保の必要性を踏まえること。）
- ③伐採は、予め伐採後の更新を計画して行うものとする。
天然更新を行う場合は、更新を確保するための伐採地の形状、母樹の保存等に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を設置する。
人工造林を行う場合は、伐採者と造林者が連携した取組のもと全木集材を行うなど伐採後に行われる地拵え、植栽に配慮したものとする。
- ④主伐時期は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、用途に応じた適正な林齢での伐採に努める。
- ⑤人工林の生産目標ごとの伐採時期(間伐を含む)は、次表を目安とする。

単位：径級：cm

地 域	樹 種	標準的な施業体系による		主伐時期 (間伐を含む)
		生産目標	期待径級 (cm)	
全 域	ス ギ	製材用（一般建築）	2 2	4 0 年～
		製材用（大径造作）	3 2	8 0 年～
		合 板 用	2 0	3 5 年～
	ヒノキ	製 材 用	2 2	6 0 年～
	マ ツ	製 材 用	2 2	4 0 年～
		チップ用	1 9	3 5 年～
	クヌギ	シイタケ原木	1 2	2 0 年～
	広葉樹	チップ用	1 5	2 5 年～

- ⑥主伐で択伐を選択する場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率によることとする。

4 皆伐後の更新に関する指針

- ①スギ、ヒノキ等の針葉樹林を皆伐する場合は、人工造林を基本とし、更新が確実な森林に限り天然更新を行う。
- ②マツ、広葉樹を皆伐する場合は、萌芽更新又は天然下種更新が確実な森林に限り、天然更新を行うこととし、条件に応じて人工造林を行う。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

- ・人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林について行う。また、「伐採者と造林者の連携による伐採と造林等のガイドライン」及び「新たな造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者が連携して造林の計画を作成し、確実な更新と低コスト造林を行う。

ア. 樹種に関する指針

人工造林を行う際の樹種の選定は適地適木を基本とし、地域の自然条件、各樹種の特質、木材の需要動向、将来の用途を勘案したうえで、樹種を定める。林業経営サイクルの短期化を図ることが可能な早生樹については、植栽を推進する。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、可能な範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選択についても考慮する。

さらに、苗木の選定については、成長が良く、材質に優れた特定母樹の種穂から育成される苗木や、花粉発生源対策に取り組むため、少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の導入に務める。

(主な植栽樹種と土壌条件)

樹 種	特 性	土壌条件等	主な土壌型
スギ	土壌条件に対し極めて敏感で、肥沃地では生長が良く、条件が悪くなると極端に生長が劣る。	①水分が十分に供給されること。 ②通気、排水が良いこと。 ③養分に富んでいること。 ④土壌が深く、柔らかいこと。	・ B D 適潤性褐色森林土 ・ B D (d) 適潤性褐色森林土 (やや乾き型) ・ B E 弱湿性褐色森林土 ・ B 1 (w) 偏湿性黒色土
ヒノキ	乾性ないし弱乾性土壌ではアカマツに、適潤性ないし弱湿性土壌ではスギに生長が劣る。 スギ、アカマツに比べ浅根性、かつ陰樹であるためスギおよびアカマツとの混交植栽も可能。	①スギと比べて乾性な土壌、土層の浅い土壌でもそれほど生長は低下しない。 ②加湿な土壌、カベ状で堅密な土壌では、スギ以上に生育障害が発生する。	・ B D 適潤性褐色森林土 ・ B D (d) 適潤性褐色森林土 (やや乾き型) ・ B E 弱湿性褐色森林土 ・ B 1 (d) 偏乾性黒色土
アカマツ	土壌の乾性よりも粗孔隙の多少が生育の良否に影響する。 土壌が深く通気のよい土壌では垂下根を地中深くおろし、菌根を発達させて水分、養分の不足に耐えることができる。	①天然下種更新の場合、スギ・ヒノキに適していない乾性土壌でも生育が可能である。 ②根の再生力が弱いため偏乾性土壌(B B, B C等)での人工林は不成績造林地になりやすい。	・ B B 乾性褐色森林土 ・ B C 弱乾性褐色森林土 ・ B D (d) 適潤性褐色森林土(やや乾き型) ・ B 1 (d) 偏乾性黒色土

島根県民有林適地適木調査報告書より

イ. 造林の標準的な方法に関する指針

従来型の造林方法に加え、「新たな森林再生モデル」による低コスト型施業(新植、更新方法)も選択肢とし、確実に伐採後の更新を図る。

①植栽本数

主要樹種について下表の植栽本数を基準とし、地理的条件や森林所有者の意向を勘案して定め

る。

(従来型施業) 用途→ 主に製材

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)
ス ギ	全面下刈5回、除伐2回、間伐3回	3,000 本程度
ヒ ノ キ	全面下刈5回、除伐2回、間伐3回	3,000 本程度
マ ツ	全面下刈5回、除伐2回、間伐4回	3,000 本程度
クヌギ等広葉樹	全面下刈5回、除伐1回、間伐0回	3,000 本程度

(低コスト型施業1) 用途→ 製材、合板

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
ス ギ	全面下刈5回、除伐1回、間伐2回	2,000 本	人工林 天然林

(低コスト型施業2) 用途→ スギ…合板 広葉樹…主にチップ

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
ス ギ	部分下刈3回、除伐0回、間伐0回	1,000 本	人工林
	部分下刈3回、全面下刈1回、 除伐1回、間伐0回		天然林
広 葉 樹	部分下刈3回、除伐0回、間伐0回		人工林

注) ヒノキの植栽本数もこれに準ずる

樹下植栽本数については、上層木の成立本数を勘案して決定するが、基準をおよそ 1,000～2,000 本/ha とし、下層木の生育のため林内の相対照度を 30～50%以上確保する。

②地拵え

伐採者と造林者が連携して、伐採と地拵え（植栽）を同時進行または連続して行う一貫作業の導入を推進する。

伐採木、枝条等が植栽やその後の保育作業の支障とならないように整理し、林地の保全に配慮する必要がある場合は、筋置きとするなどの点を留意する。

なお、複層林造成時には、上層木の最終間伐時に、雑草灌木類を伐倒整理して地拵えを行う。

③植栽

気候、地形、地質、土壌等の自然条件等を考慮し、植栽樹種、植栽方法を定めるとともに、秋植えを原則とするが、風衝地等への植栽は春植えとする。

路網等の条件が整った場所や伐採と地拵え（植栽）を一貫作業する場合は、通年植栽が可能なコンテナ苗の導入を推進する。

広葉樹植栽で特に土壌の劣悪な場所に植栽する場合には、ポット苗等による植栽を考慮する。

ウ. 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃を防止するため、地域の実情に合わせ確実な更新を行う。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間を次に定める。

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆 伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに造林を行うこと
	択 伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに造林を行うこと
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地		「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合」は、その後2年以内に造林を行うこと

2 天然更新に関する事項

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において、立木の伐採後、天然力の活用により森林再生を図る場合の指針を定める。

ア. 天然更新の対象樹種に関する指針

更新樹種は、ブナ、ナラ類等の広葉樹と、アカマツ等の針葉樹とし、いずれも、将来中高木となりうる樹種を選木し育成する。

但し、モウソウチク等の竹類は除く。

イ. 天然更新の標準的な方法に関する指針

萌芽更新を行う場合、伐採をできるだけ低く行い、発生した萌芽の優劣が明らかとなる3～5年目頃に1株3～4本を目安に整理を行う。また、優秀な目的樹種が少ない場合には苗木の植え込みを行う。

天然下種による更新の場合、ササ等により更新が阻害されている箇所については、刈り出し、地表のかき起こし枝条整理等の処理によって稚樹の定着を促進する。また、更新の不十分な箇所には植え込みを行う。

これらにより一定期間内での確実な更新を図るとともに、状況を確認し、更新が確認されない場合は人工造林による更新を図る。

(低コスト型施業3) 用途→ チップ

植栽樹種	育林 方 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
広 葉 樹	萌芽または天然下種	—	天然林

ウ. 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を以下のとおり定める。

①更新完了とみなす後継樹の状況

項 目	天 然 更 新 の 完 了 基 準
樹 高	30cm 以上かつ草丈以上
密 度	更新すべき立木の本数 少なくとも1ha あたり1,000 本以上 期待成立本数 (3,000 本/ha) の3/10程度
その他	ササ類や草本類の繁茂等により更新を阻害されるおそれがないこと

②更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、立木の伐採が終了した日を含む年度の

翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新を図る。

③更新の確認方法

原則として現地での標準値(水平距離 10m×10m)調査を実施する。

天然更新対象地面積	標準地の数
1. 0ha 未満	1 箇所以上
1. 0ha 以上	2 箇所以上

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ア. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について

山頂部斜面など極端に激しい風衝地や無土壌岩石地については、天然更新が期待できず森林の公益的機能を十分に発揮できない場合もあるため、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案し、特殊な植栽方法により更新を進める。

イ. 天然更新が困難と予想される森林について

今後は、県内の素材生産量の増加に伴い、天然林の伐採も増大することが予想される。天然林の伐採跡地が放置され、適正に天然更新されているか否かについては、上記（ウ）のような天然更新完了基準に基づいた確認を行うことが重要であるが、伐採前に天然更新の可能性の低い天然林を予見することもまた重要な手法である。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

立木の生育促進及び林分の健全化、並びに利用価値の向上を図るため、地域において実施されている間伐の方法と照らして下表に示す方法を参考に、間伐の競合状況等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要事項を定める。

また、「新たな森林再生モデル」による低コスト型施業を導入する場合は、間伐回数等が減少することにより省力化を図る。

従来型施業による体系

樹 種	施 業 体 系	間伐時期（年）			
		初 回	2 回目	3 回目	4 回目
ス ギ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 700 本/ha	16～20	33～37	47～51	
ヒノキ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 900 本/ha	17～21	27～31	43～47	
アカマツ クロマツ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 400 本/ha	12～16	22～26	33～37	47～51

○間伐の方法

- ・林分密度管理図から作成した「島根県間伐指針表」を参考に間伐量を決定する。
- ・間伐木の選木にあたって、初回間伐では、
 - ①有害な木（重要な病虫害被害等）、
 - ②欠陥の多い木（曲がり木、損傷木等）、
 - ③特異な木（あばれ木等）を中心に選木する。
- ・2回目間伐以降は、収入が得られるよう選木する。
- ・間伐を実施する間隔については、
 - ①標準伐期齢未満：3 齢級以上を対象とし、15 年に1 回以上間伐を実施
 - ②標準伐期齢以上：林冠が閉鎖するなど、間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意して間伐を行う。
- ・間伐本数率はおおむね30%を目安とする。
- ・材積に係る伐採率は35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

なお、高性能林業機械等により間伐を行う場合は、伐採の形状を列状にし、効率的な搬出を目指す。この際、伐採後の風害、雪害等を十分考慮し、伐採列幅・伐採率を決定する。

2 保育の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため次表に示す内容を基礎として植栽木の生育状況を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

また、「新たな森林再生モデル」による低コスト型施業を導入する場合は、下刈回数等が減少することにより省力化を図る。

従来型施業による体系

保育の 種 類	樹種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	ス ギ (秋植)		○	○	○	○	○									
	(春植)	○	○	○	○	○										
	ヒノキ (秋植)		○	○	○	○	○	(○)								
	(春植)	○	○	○	○	○										
	マ ツ (秋植)		○	○	○	○										
	(春植)	○	○	○	○	○										
	備 考	・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行う。 ・終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。														
つる切り	ス ギ ヒノキ マ ツ							○ (○)		○ ○			○			
	備 考	・下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つるの繁茂状況に応じて行う。 ・（ ）は状況によって実施しない場合がある。														
枝打ち	ス ギ ヒノキ							(○)			○		○	○		○
	備 考	・経営の目的、樹種の特長、地位※、地利※等を考慮して行う。 ・（ ）は裾枝払いとする。														
除伐	ス ギ ヒノキ マ ツ								○		○ ○	○		○		
	備 考	・下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成する。														

※地位：林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。一般に1から5の5段階で区分し、数字が小さいほど材積生長量及び上長生長量が大きく地位が高いこととなる。

※地利：林地が木材の搬出等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、林道等自動車道路までの距離でランク付けしている。

低コスト型施業による体系

保育の 種 類	樹 種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ [人伐跡] (秋植)		△	△	△											
	(春植)	△	△	△												
	[天伐跡] (秋植)		△	△	△	○										
	(春植)	△	△	△	○											
	広葉樹 (秋植)		△	△	△											
	(春植)	△	△	△												
	備 考	・「低コスト型施業2」を導入した場合である。(植栽本数1,000本/ha) ・△…部分下刈 ○…全面下刈														
除伐	スギ [人伐跡] [天伐跡] 広葉樹						実	施	し	な	い					
							実	施	し	な	い					
	備 考	・「低コスト型施業2」を導入した場合である。(植栽本数1,000本/ha)														

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

3 早生樹に関する事項

多様な森林資源の造成のため、人工造林に関する指針に加え早生樹の施業モデルを配下のとおりである。

早生樹は水分、養分、陽光の要求度が高いことを考慮して植栽地を決定する。また、短伐期で繰り返し収穫を行うため、スギやヒノキに比べて道に近い場所を選定する。

(1) 代表的な早生樹の施業モデル

ア. コウヨウザン

スギの植栽に適するような、土壌が深く、湿潤な土地に植栽する。

ただし、コウヨウザンは風害に弱いとされており、海岸風衝地や風が収れんするような場所は避ける。

①造林に関する指針（土壌条件）

樹 種	特 性	土壌条件等	主な土壌型
コウヨウザン	スギの植栽に適するような土壌が深く、湿潤な条件である 湿潤・肥沃・排水性の良い谷部や緩斜面を適地とする。加えて、ヒノキの適地においても良好な事例がある	①水分が十分に供給されること。 ②通気、排水が良いこと。 ③養分に富んでいること。 ④土壌が深く、柔らかいこと。	・BD 適潤性褐色森林土 ・BE 弱湿性褐色森林土

②造林の標準的な方法

用途→ 主に合板、チップ

育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)
全面下刈3回、除伐1回、間伐1回	1,500本程度

③間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施 業 体 系	間伐時期 (年)
植栽本数 1,500 本/ha 仕立本数 900 本/ha	17～22

④保育の標準的な方法

保育の種類		実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	秋植		○	○	○											
	春植	○	○	○												
除伐							○									

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

イ. センダン

谷部や斜面下部、平地に植栽するものとします。特に通直な材を収穫する場合は芽かきを行う必要があることから、作業の容易な平地での植栽を考慮する。

ただし、センダンは凍害に弱いとされており、高標高地での植栽は避ける。

①造林に関する指針（土壌条件）

樹 種	特 性	土壌条件等	主な土壌型
センダン	水分・養分・陽光の要求度が高い樹種であり、湿潤・肥沃・排水性の良い谷部や緩斜面、平地を適地とする。	①水分が十分に供給されること。 ②通気、排水が良いこと。 ③養分に富んでいること。 ④土壌が深く、柔らかいこと。	・BD 適潤性褐色森林土 ・BE 弱湿性褐色森林土

②造林の標準的な方法

用途→ 主に家具材、チップ

育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)
全面下刈2回、間伐3回	400本程度

注) 植栽本数が少ないため、必要に応じた補植の実施やその後の適切な保育管理を前提とする。

③間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施 業 体 系	間伐時期 (年)		
	初 回	2回目	3回目
植栽本数 400 本/ha 仕立本数 70 本/ha	5～6	8～9	12～13

④保育の標準的な方法

保育の種類		実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈・芽かき	秋植		○	○												
	春植	○	○													

注) 施肥、つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

ア. 作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業・木材生産を実施するためには、傾斜等、現地の状況に応じた作業システムを構築することが必要である。

島根県では、「林内路網整備方針」において生産システムを大きく3つに分類し、それぞれに応じた必要な路網密度(木材生産団地内)を設定するとともに、活用する高性能林業機械や木材運搬車両なども考慮の上、整備する路網の規格等を検討する。

イ. 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

標準的な作業システムに応じた必要な路網密度を下表のとおりである。

ウ. 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更をおこなう場合には、実施する地区の選定を適切に行うこととする。

なお、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用をおこなうとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地において、制度を適切に運用することとする。

傾斜区分	作業システム	路網密度	(m/ha)	集約化した団地での路網密度の目安
			基幹路網	
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系	175.0m/ha	42.5m/ha	70.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
中傾斜地 (15°～30°)	車両系	137.5m/ha	32.5m/ha	50.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急傾斜地 (30°～35°)	車両系	105.0m/ha	20.0m/ha	20.0m/ha
	架線系	32.5m/ha	20.0m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急峻地 (35°～)	架線系	10.0m/ha	10.0m/ha	10.0m/ha
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	

補足) 車両系作業システム: 木材の木寄・集材を架線を張らずに車両系機械で実施

架線系作業システム: 木材の木寄・集材をスイングヤーダ等の機械を用いて実施

集材機系作業システム: 木材の木寄・集材を架線を張り集材機を用いて実施

(2) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

効率的な森林施業・木材生産を積極的に進める区域のうち、今後新たに路網を開設し、路網密度の向上を重点的に行う区域とする。

(3) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林内路網を整備する際は、「林道規程」、「林業専用道作設指針」、「森林作業道作設指針」で定める規格・構造とする。

第5 林野火災の予防の方針

1 林野火災の予防に関する事項

(1) 林野火災の予防の方針

ア. 森林の巡視に関する事項

保安林及び森林レクリエーションのため利用者が多く山火事等による森林被害が多発する恐れがある森林を中心に重点的に森林被害等の巡視を行う。

イ. 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

人の入り込みの多い森林を対象に防火標識等を配置するとともに関係機関と連携を図りながら消火設備の充実に努める。

ウ. 火入れの実施に関する留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周辺の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周辺に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「川本町火入れに関する条例（昭和59年3月26日条例第10号）」によるものとする。

VI その他必要な事項

1 生活環境の整備に関する事項

川本町総合計画に基づき、「目指すべき将来像」を達成するために、重点項目を推進するために若年層、子育て世代の定住促進を強化し、新たな林業就業者や後継者の生活環境の充実に図る。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

重要な資源である森林資源を活用することは、林業の活性化を図るとともに、町の将来を考えるうえで非常に重要であることから、町内の森林を適切な間伐等で保管理を行った場合に発生する林地残材をバイオマスエネルギー原料として搬出することに対する支援を推進することで地域振興に活かしていきたい。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

森林に対する住民の理解と協力のもと、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要である。また、様々な体験活動等を推進するために、森林所有者等の理解と協力を得ながら、森林の確保、整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していく。

付属資料（図面）

- ① 民有林、国有林、農地、保健機能森林、基幹路網・公道、路網整備等推進区域、その他必要な事項（活動拠点、林産物関連施設などの位置図）
- ② 公有林（林業公社・町行分収林・県行造林・町有林）、国有林（官公造林）
- ③ 人工林と天然林
- ④ ゾーニング図面（森林機能に応じた機能別森林の所在）
川本町ゾーニング（R2.4.1～）

- ・木材等生産機能維持増進森林 7,743.59ha
 - ・公益的機能別施業森林 0.00ha
- ⑤ 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林（間伐等を実施していないスギ・ヒノキ・マツの森林の所在）
- ⑥ 保安林・他法令による地区指定
- ⑦ 区域計画図
- ⑧ 川本町 郡産木材の利用促進に関する基本方針
- ⑨ 川本町 郡産木材利用行動計画